

5 子育て世帯等の住宅取得支援

子育て世帯・若年夫婦世帯の住宅取得支援（すみだ住宅取得利子補助制度）

子育て世帯または若年夫婦世帯が住宅を取得した場合に住宅ローンの利子の一部を補助します。

対象となる方

- 承認申請時点において「中学生以下の子どもがいる子育て世帯」または「夫婦いずれもが40歳未満の若年夫婦世帯」に該当すること。
- 過去に「三世代同居・近居住宅取得支援制度」を利用していないこと。 等

対象となる住宅

- 子育て世帯または若年夫婦世帯が自ら居住する区内の住宅であること。
- 申請時点において、世帯人数に応じた最低居住面積水準*以上の住戸専用面積の住宅であること。 等

* 国が規定する世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

補助金額

1年間で支払った利子（10万円上限）×5年間（最大50万円）

申請期限

住宅取得日（建物の所有権保存登記日または所有権移転登記日）から1年以内



☆【フラット35】地域連携型（子育て支援）☆

すみだ住宅取得利子補助制度の利用と併せて（独）住宅金融支援機構の【フラット35】を利用する場合は、一定期間、借入金利の引下げを受けられる【フラット35】地域連携型（子育て支援）を利用することができます。利用するには、【フラット35】の借入れ申込み前に手続きが必要です。

対象となる方

【フラット35】の要件を満たし、すみだ住宅取得利子補助制度を利用する方

内容

借入れ当初5年間、年0.5%※の金利引下げが受けられます。

※【フラット35】子育てプラスも利用する方は年▲0.75%～▲1.0%

問合せ

住宅課 計画担当 ☎03-5608-6215（庁舎9階）

- 区公式ホームページ



- （独）住宅金融支援機構ホームページ

